

議案第95号 説明資料

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例				
○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和46年2月26日 条例第3号)					○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和46年2月26日 条例第3号)				
第1条～第5条 略					第1条～第5条 略				
別表 (単位：円)					別表(第3条関係) (単位：円)				
機 関 等	職 制	報 酬		費用弁償額	機 関 等	職 制	報 酬		費用弁償額
		単 位	報 酬 額				単 位	報 酬 額	
略					略				
	行政区公区长	年額	均等割 25,000 戸数割 1戸当たり 800	〃		行政区公区长	年額	均等割 25,000 戸数割 1戸当たり 800	〃
	選挙長	1回 当た りの 額	10,700	町長相当額。ただし、町内 日当は650円とし、宿泊しな い場合は支給しない。		選挙長	1回 当た りの 額	10,700	町長相当額。ただし、町内 日当は650円とし、宿泊しな い場合は支給しない。
	選挙長職務 代理者	〃	8,900	〃		選挙長職務 代理者	〃	8,900	〃
	選挙立会人	〃	8,900	〃		選挙立会人	〃	8,900	〃
	開票管理者	〃	10,700	〃		開票管理者	〃	10,700	〃

現 行 条 例

その他の特別職 の職員	開票管理者 職務代理者	〃	8,900	〃
	開票立会人	〃	8,900	〃
	投票管理者	〃	12,700	〃
	投票管理者 職務代理者	〃	10,800	〃
	投票立会人	〃	10,800	町長相当額。ただし、町内 日当は650円とし、宿泊しな い場合は送致立会人を除き 支給しない。
	英語指導助 手	月額	300,000 ただし、所得税が 課税された場合は 当該所得税相当額 を加算する。	行政職給料表適用職員相当 額

備考 費用弁償額については、英語指導助手を除き幕別町職員等の旅費に関する条
例（昭和31年条例第15号）第32条の規定を適用しない。

改 正 条 例

その他の特別職 の職員	開票管理者 職務代理者	〃	8,900	〃
	開票立会人	〃	8,900	〃
	投票管理者	〃	12,700	〃
	投票管理者 職務代理者	〃	10,800	〃
	投票立会人	〃	10,800	町長相当額。ただし、町内 日当は650円とし、宿泊しな い場合は送致立会人を除き 支給しない。
	ダム管理主 任技術者	年額	100,000	行政職給料表適用職員相当 額
英語指導助 手	月額	300,000 ただし、所得税が 課税された場合は 当該所得税相当額 を加算する。	〃	

備考 費用弁償額については、ダム管理主任技術者及び英語指導助手を除き幕別町職
員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第15号）第32条の規定を適用しない。